

第4章 対物事故弁護士費用補助特約

(特約の適用)

第1条 本組合は、自動車共済証書にこの特約を適用することが記載されている場合に適用します。

2. 共済契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、本組合と締結するすべての対物賠償共済契約にこの特約を付帯しなければなりません。

(本組合の支払責任)

第2条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が法律上の損害賠償責任を負担する者が所有、使用または管理する自動車（原動機付自転車を含みます。以下「相手自動車」といいます。）との衝突、接触等（注1）次の第1号から第5号に掲げる偶然な事故（以下「対象事故」といいます。）によって、共済契約自動車が損害を被り、被共済者が損害賠償請求（注2）を行うために負担した弁護士費用（注3）または法律相談費用（注4）について、この特約に従い対物事故弁護士費用補助共済金（以下この特約において「共済金」といいます。）を支払います。ただし、あらかじめ本組合の書面による同意を得て、対象事故の発生の日から3年以内に弁護士に委嘱した場合に限ります。

- (1) 相手自動車が、駐車中または停車中の共済契約自動車に衝突または接触し、共済契約自動車の所有者および共済契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
- (2) 民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、共済契約自動車の所有者および共済契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
- (3) 判決または裁判上の和解（民事訴訟に定める訴え提起前の和解、調停による和解を含めません。）により、共済契約自動車の所有者および共済契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合
- (4) 相手自動車に適用される賠償共済等がない場合や、賠償共済等の適用を受けることができない場合。ただし、相手自動車が複数存在する場合は、すべての相手自動車に適用される賠償共済等がない場合や、賠償共済等の適用を受けることができない場合とします。
- (5) 本組合の損害賠償実務に照らし、被共済者の損害賠償請求が社会通念上妥当な内容として本組合が認めることができるものであり、かつ、法律上損害賠償責任を負担するべき者がこれに応じない場合

2. 本組合は、弁護士費用のうち自動車共済約款第1章賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用については共済金を支払いません。

(注1) 回避操作の結果相手自動車との接触がなかった場合を含みます。

(注2) 人身損害を除きます。

(注3) 委嘱した弁護士に対する訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注4) 弁護士に対する法律相談に要した費用、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的な相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為に要した費用をいいます。

(被共済者)

第3条 この特約における被共済者は、次の者とします。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約自動車の所有者。ただし、次の者または場合を除きます。
 - (イ) 共済契約自動車を運転している者が、共済契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで運転していた場合
 - (ロ) 共済契約者以外の自動車取扱業者（注）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間
- (注) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(共済金を支払わない損害－1)

第4条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 次に掲げる者の故意または重大な過失
 - (イ) 被共済者または共済金を受取るべき者（これらのものが法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
 - (ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
 - (ハ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の法定代理人
 - (ニ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の業務に従事中的使用人
 - (ホ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の父母、配偶者または子
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のた

めに使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故

(共済金を支払わない損害－2)

第5条 本組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (3) 前2号に掲げる者の法定代理人
- (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用人
- (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者または子

(共済金の請求)

第6条 本組合に対する共済金請求権は、第7条（共済金の支払）に規定する時に発生し、これを行使することができるものとします。

2. 共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、本組合が求めるものを本組合に提出しなければなりません。
 - (1) 共済金の請求書
 - (2) 本組合の定める事故報告書
 - (3) 第7条（共済金の支払）に規定する弁護士費用または法律相談費用の支払いを確認できる書類
 - (4) 判決書、和解調書または示談書
 - (5) その他本組合が必要と認める書類または証拠
3. 被共済者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の支払)

第7条 第2条（本組合の支払責任）の弁護士費用共済金は、相手当事者が被共済者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に、1回の事故について30万円を限度とし、実費（注1）を支払います。

2. 第2条（本組合の支払責任）の法律相談費用共済金は、被共済者が弁護士に対して法律相談を行った時に、1回の事故について5万円を限度とし、実費を支払います。

(注1) 対象事故に関して被共済者が訴訟を提起し、判決に基づき被共済者が相手当事者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合は、被共済者がその訴訟について弁護士に支払った費

用の全額から判決で認定された弁護士費用の額を差引いた額とします。

(準用規定)

第8条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

(支払共済金への不算入)

第9条 この特約により支払った共済金については、共済掛金および責任準備金の算出方法書に定める割引・割増の算出に係る支払共済金には算入しません。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、令和元年8月1日以降から適用する。
2. この改正（第1条から第12条）は、行政庁の認可の日から施行し、令和5年8月1日以降から適用する。
3. この改正（第2条から第9条）は、行政庁の認可の日から施行し、令和6年8月1日以降に発生した事故に適用する。